

# 『定年後～年金前』対策 60歳の選択

CFP® 遠藤 芳之

# 主な内容

- 1, 定年とは
- 2, 特別支給の老齢厚生年金について
- 3, 定年後～年金前の時期とは
- 4, 60歳の選択-空白期間を以下に過ごすか
5. 60歳の選択
  - 選択-1 働かない(働けない)
  - 選択-2 働く選択
  - 選択-3 働きたい(生活目的以外)ので働く
  - 選択-4 起業



# 1, 定年とは？

- ・ 労働者が一定の年齢(定年年齢)に達すると自動的に雇用関係が終了する制度を「定年制」という。定年により退職する(雇用関係を終了する)ことを「定年退職」という。
- ・ 2014年現在、定年を徐々に60歳から65歳に引き上げつつある段階である。日本では、1970年代は大企業であっても55歳が定年退職であった。会社が定年制を導入するには、定年に関する事項を就業規則に明記し、かつその定年制が慣行的に行われている必要がある。日本の企業の正社員と公務員は、その大部分が定年制を導入している。
- ・ 2012年8月29日、60歳などで定年を迎えた社員のうち、希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入を企業に義務付ける改正高年齢者雇用安定法が成立。2013年4月から施行された。

(ウィキペディア フリー百科事典より)

## 2, 特別支給の老齢厚生年金について

＜表1: 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢＞

男性の場合	女性の場合	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日生	昭和29年4月2日～ 昭和33年4月1日生	特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）					老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日生	昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日生		特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）				老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日生	昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日生			特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）			老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日生	昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日生				特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）		老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日生	昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日生					特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）	老齢厚生年金	老齢基礎年金
昭和36年4月2日 以降に生まれた方	昭和41年4月2日 以降に生まれた方						老齢厚生年金	老齢基礎年金

平成25年度から、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が段階的に引き上げ  
※女性は平成30年度から

### 3, 定年後～年金前の時期とは

- ・ 『60歳で定年になり、特別支給の老齢厚生年金支給を受けるまでの空白期間』
- ・ 1970年代は大企業であっても55歳定年が普通であり、今と同じように55歳から60歳までの「定年後～年金前の時期」があった時代があったが、定年延長により、60歳定年制が定着した結果、空白期間が無くなった。
- ・ その年代以降、昭和28年4月2日以前生れの男性には空白期間が国の施策として無くなった。
- ・ 昭和36年4月2日以降生れの男性には65歳までの継続雇用制度が普及・定着し、空白期間は無くなるものと思われる。
- ・ 「定年後～年金前の時期」は、昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生れの男性の空白期間である。

## 4, 60歳の選択ー空白期間を いかに過ごすか

- ・ 定年を境に就業条件は一変する。但し60歳で定年を迎える場合にいろいろな選択肢がある。繰上げ受給を選択することもできる。
- ・ 多くの場合、定年退職すれば退職金を一時金で受け取るか、企業年金として受け取ることもできる。
- ・ 定年前は、家計を支える必要から「フルタイムで働く」ということが、多くの男性にとって唯一の選択肢であった。
- ・ 繰上げ受給を選択することもできる。多くの場合、定年退職すれば退職金を一時金で受け取るか、企業年金として受け取ることもできる。
- ・ 男性は「フルタイムで働く」以外の選択肢を初めて得ることができた。

## 5, 60歳の選択

- その選択肢とは、働くか？働かないか？のどちらかだが更に下記のように細分化できる。
- **選択-1 働かない(働けない)**
- **選択-2 働く(働かなければならない)**
- 
- **選択-3 働きたい(生活目的以外)ので働く**
- 
- **選択-4 起業する**

# 選択-1 働かない(働けない)

まずは雇用保険から考える

退職時の年齢	雇用保険加入期間		
	1年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢(65歳未満)	90日	120日	150日

賃金日額(w) 45歳～59歳	給付率	基本手当日額(y円)
2,320円以上4,639円未満	80%	1,856円～3,711円
4,640円以上11,740円以下	80%～50%	3,712円～5,870円 $y = (-3w^2 + 70,390w) / 70,700$
11,741円超15,740円以下	50%	5,870円～7,870円
15,740円(上限額)超	-	7,870円(上限額)

賃金日額(w) 60歳～65歳	給付率	基本手当日額(y円)
2,320円以上4,639円未満	80%	1,856円～3,711円
4,640円以上10,570円以下	80%～45%	3,712円～4,756円 $y = (-7w^2 + 126,670w) / 118,000$ 、 $y = 0.05w + 4,204$ のいずれか低い方の額
10,571円超15,020円以下	45%	4,756円～6,759円
15,021円(上限額)超	-	6,759円(上限額)



## 60歳定年で辞めた場合の雇用保険額の計算

- 支給総額 毎月450,000円の場合 賃金日額  $450,000円 \times 6ヶ月 / 180日 = 15,000円$
- 特別に60歳誕生日2日前に離職した場合  $15,000円 \times 50\% = 7,500円$  月額  $7,500円 \times 30日 = 225,000円$   
上限150日受給で1,125,000円 基本手当は1ヶ月の支給額は225,000円です。
- 普通のように60歳誕生日定年時に離職した場合  $15,000円 \times 45\% = 6,750円$  月額  $6,750円 \times 30日 = 202,500円$   
上限150日受給で1,012,500円 基本手当は1ヶ月の支給額は202,500円です。
- (定年の場合は期間満了で即給付可だが、60歳誕生日2日前に会社を離職した場合150日分で112,500円得だが、自己都合退職となり3ヶ月の給付制限(待機期間)があります。)
- 最悪のケースは、60歳定年で退職するつもりだったのに、仕事に区切りがつかないで給料を下げた半年間がらばってしまった場合です。
- 支給総額 毎月250,000円の場合 賃金日額  $250,000円 \times 6ヶ月 / 180日 = 8,333円$
- 基本手当日額は  $y = (-7 \times 8,333 + 8,333 + 126,670) / 118,000 = 4,826円$  と  $y = 0.05 \times 8,333 + 4,204 = 4,621円$
- のいずれかの低い方の額 = 4,621円
- $4,621円 \times 30日 = 138,630円$  上限150日受給で693,150円  $693,150 \div 5ヶ月$  で 1ヶ月の支給額は138,630円です。
- 60歳定年時に会社をやめた場合と比べて月に63,870円・150日分総額で319,350円の損となります。

## 60歳から65歳、繰り上げ支給の老齢年金額

次に、雇用保険の支給が終了して収入が無くなったら、繰上げ支給の年金を受け取るケースを考えてみます。

・年金の繰上げ支給

1.繰上げ支給の老齢厚生年金額

繰上げ支給の老齢厚生年金額＝(報酬比例部分の年金額)

$$- \{ (\text{報酬比例部分の年金額} \times 0.005 \times \text{①}) + (\text{経過的加算額} \times 0.005 \times \text{②})$$

2.繰上げ支給の基礎年金額 1か月繰り上げるとに年金が0.5%減額 される。

$$\text{繰上げ支給の老齢基礎年金額} = (\text{老齢基礎年金額}) - (\text{老齢基礎年金額} \times \text{②} \times 0.005)$$

①＝繰上げ請求月から特別支給開始年齢到達の前月までの月数

②＝繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数

※経過的加算の減額分は、報酬比例部分から減額され、経過的加算そのものは減額されずに加算されます。

※平成26年度経過的加算額の計算

$$1,676\text{円} \times \text{厚生年金保険の加入月数(上限480月)} \times 0.968$$

$$- \{ 778,500\text{円} \times (\text{昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の厚生年金}j\text{保険の被保険者月数}/480)$$

## 60歳定年半年後に繰上げ支給した場合の計算

満額の基礎年金772,800円(平成26年度満額) $-(772,800円-0.005*54ヶ月)=564,144 \div 564,100円$   
1ヶ月分は $564,100円/12=47,008円$

62歳に報酬比例部分の老齢厚生年金が受け取れる人が定年半年後に繰り上げ支給した場合(老齢厚生年金金額を120万円とすると)

$1,200,000円 - [(1,200,000円 \times 0.005 \times 18ヶ月) + \{経過的加算額は無視\}] = 1,092,000円$   
1ヶ月分は $1,092,000円/12=91,000円$

$47,008円 + 91,000円 = (合計) 1ヶ月分は138,008円です。$

実はこの金額は手取りではありません。ここから源泉徴収されます。 $138,008円 \times 12 = 1,656,096円$   
税理士業務に引っかけられないように、速算表で毎年「扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出した場合で計算

$\{1,656,096 - (1,656,096 \times 25\% + 375,000)\} \times 5\% = 43,354円$

$43,354/12 = 1ヶ月分3,612円$  源泉徴収されますので手取りは1ヶ月分**134,000円**程度になります。

(但し年金の受給は2ヶ月毎です。)

源泉徴収が無い場合で、繰上げ支給した場合はしない場合と比べて1ヶ月**26,867円減額支給**になります。

～繰り上げ支給の損得の分岐点は繰り上げた年齢から16.7年です。繰上げ支給すると、寡婦年金、障害年金の受給権が無くなる。配偶者が死亡した時遺族厚生年金との併給ができない。国民年金の任意加入不可等不利益になる場合もあります。

払わなければいけないお金もあります  
＝その代表は健康保険

日本は「国民皆保険」制度です。退職すると会社の健康保険制度から脱会します。すぐに手続きが必要です。選択肢は次の4つです。

- (1) 国民健康保険の被保険者
- (2) 家族の健康保険の被扶養者
- (3) 任意継続被保険者
- (4) 特例退職被保険者制度の被保険者

## (1) 国民健康保険の被保険者となる場合の費用

国民健康保険は、地方自治体(市区町村)が運営する健康保険制度です。保険料(税)(以下、保険料)は、医療分と後期高齢者支援金分の合計です。40歳以上65歳未満の人には介護保険分が加わります。保険料を算出する基準は、前年(1月～12月)の所得です。

保険料はそれぞれの計算式で算出された所得割、資産割、均等割、平等割の合計額ですが、地方自治体によって計算式や料率が異なります。

ちなみに武豊町で計算すると

医療保険分 276,500円+後期高齢者支援金等分 107,300円+介護保険分(40歳～64歳) 71,300円=合計455,100円 /12

月37,925円になりました。

現在の健康保険料28等級は25,718円(折半額)です。負担額が12,207円増です。

## (2) 家族の健康保険の被扶養者

- ・ 簡単に健康保険の被扶養者にはなれません。健康保険の被扶養者として認定されるには、次の加入条件を満たさなければならないのです。
- ・ 年収が130万円未満（対象者が60歳以上、またはおおむね障害厚生年金を受給する程度の障害者の場合は、180万円未満）
- ・ 被保険者の年収の半分未満であること
- ・ 健康保険の被保険者期間が継続して2カ月以上あること
- ・ 資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に申請手続きをすること
- ・ 退職後直ぐは前年の所得があるので、家族の健康保険の扶養者になるのは難しいようです。

### (3) 任意継続被保険者

- ・ 「退職日の翌日から最長で2年間、退職前の会社の健康保険に継続加入することができる」という制度です。  
任意継続被保険者になる条件は、以下です。
- ・ 健康保険の被保険者期間が継続して2カ月以上あること
- ・ 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に申請手続きをすること  
保険料負担は会社と本人の折半(労使折半)でしたが、任意継続被保険者は100%自己負担となります。  
但し、保険料は、「退職時」と「健康保険組合の全被保険者の平均標準報酬月額」のどちらか低いほうの額に保険料率をかけて算定されます。
- ・ ちなみに協会けんぽ愛知県の保険料率は医療9.97%+介護1.72%=11.69% 平均標準報酬月額28万として計算すると月32,732円となります。
- ・ 国民健康保険にした場合より月5,193円 お得なようです。
- ・ ただ、定年後の1年間で所得が大きく下がった場合は国民健康保険と逆転する場合があります。1年過ぎたら再計算してみましょう。

## (4) 特例退職被保険者制度の被保険者

- ・ 厚生労働大臣の認可を受けた健康保険組合(特定健康保険組合)が、定年退職などのように一定の加入期間のあった人を対象に、国民健康保険に替わって運営している保険制度です。任意継続被保険者と違い、後期高齢者医療制度が適用になる年齢まで継続できます。但しこの「特例退職被保険者制度」を持つ健康保険組合は、およそ70しかなく非常に少ないのが現状です。
- ・ この制度は恵まれた人の制度です。普通の人々の健康保険の選択は国民健康保険にするか、任意継続被保険者になるかの2つです。
- ・ ~奥様の国民年金の手続き・支払いを忘れないように~
- ・ サラリーマンの妻で第3号被保険者になっている方は、夫の60歳定年退職により第3号の資格を失います。第一号被保険者への変更手続きをして、毎月国民年金保険料15,250円が奥様の60歳の誕生日まで必要になります。



## 定年退職者には3つの心配

- ひとつは「毎日をどう過ごすか」ふたつめは、「今後の妻との関係をどうするか」みつめは、「老後をどう食いつないでいくか」ということです。
- 一番の問題は、働かない選択をした場合「居場所」はあるか？ということのようです。
- 「居場所」がなければ、今度は妻との住み分けがうまくいくかどうかの問題が大きな問題になるようです。永年会社勤めの夫に自宅付近に「居場所」があるでしょうか。「居場所」はボランティア・地域活動等なんでも有りです。
- 定年退職後の「居場所」を見つけるのも、定年前の大きな仕事です。その大きな仕事を成し遂げた人だけが働かない選択をする権利があります。そうでない方にはその権利は無いようです。
- いくら年金が多くても、退職金が十分であっても「居場所」の無い方は、働きたい(生活目的以外)ので働く選択をしましょう。
- 勿論、働かなければならないので働く方は頑張って働きましょう。

## 選択-2 働く(働かなければならない)

- 「居場所」が無い人は「居場所」を確保しなければいけません。最も確保しやすい「居場所」は60歳以降も今の職場に留まることです。
- 改正高年齢者雇用安定法によると、事業主は65歳までの安定した雇用を確保するために、下記のいずれかの措置を講じなくてはならない。
- **継続雇用制度の導入**
- **定年年齢の65歳への引上げ**
- **定年制の廃止**
- 平成25年4月以降、本人が希望すれば65歳までの殆どの会社で継続雇用出来るようになりましたので、職場に残ることは第1に考える選択肢となりました。男性にとっての職場は、仕事をする場である以上に、生きていくための生活空間と同化しているのが今までどおりが一番楽です。
- でも、良いことばかりではありません。会社の制度によって給与が半減する場合があります。

## 高年齢雇用継続給付

- 低下した給料の差額の一部を負担する制度が**高年齢雇用継続給付**で、これには**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類あります。
- 受給要件は
  - 1 通算して五年以上の被保険者であった期間があること
  - 2 60歳以上、65歳未満であること
  - 3 60歳到達時(高年齢再就職給付金の場合は直前の離職日)の75%未満の給料で働くこと
- 今までの職場に残る場合は**高年齢雇用継続基本給付金**を受け取る手続きをします。**厚生年金保険の被保険者の方で、年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。**

## 高年齢雇用継続基本給付金

- 支給額は、60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳時点の賃金の61%以下に低下した場合は、各月の賃金の15%相当額となり、60歳時点の賃金の61%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月の賃金の15%相当額未満の額となります。(各月の賃金が341,542円を超える場合は支給されません。(この額は毎年8月1日に変更されます。))

①支給対象月の賃金が60歳到達時の賃金月額額の61%未満のとき  
支給対象月の賃金額×15%

②支給月の賃金額が60歳到達時の賃金対象月額額の61%以上75%未満のとき

支給対象月の賃金額×支給率(%)

※支給率 =  $13.725 - 183y / 280y * 100$        $y = \text{支給対象月の賃金額} / \text{60歳到達時の賃金月額} * 100$  (小数点第3位を四捨五入)

## 働く場合の各種の計算

### 高年齢雇用継続基本給付金の計算

- ・ 雇用継続後の1ヶ月の賃金が25万円で60歳到達時の賃金月額額の61%未満のときの支給額は  
 $250,000 \times 15\% = 37,500$ となります。
- ・ 高年齢雇用継続給付3万7千5百円は労働局から本人口座に直接振り込まれるので社会保険・税金はかかりません。

# 社会保険料の計算

賃金の**25万円**には社会保険と税金が掛ってきます。

社会保険料額は下記の通りです。

自己負担額は折半額14,028+20,544+1,250円=35,822円 250,000-35,822=  
差引214,178円

社会保険の自己負担額14.905%と高年齢雇用継続給付は15%ほぼ同じです。

協会けんぽ健康保険料 (愛知県)		介護保険第2号に該当 する場合		厚生年金保険料		雇用保険料(一般の事 業)	
9.97%		11.69%(介護保険 1.72%)		17.120%		1.35%(労働者負担 0.5%)	
全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	労働者負 担額
23,928円	11,964円	28,056円	14,028円	41,088円	20,544円	3,375円	1,250円

## 手取り金額の計算

- 所得税は税額速算表から192万円\*10%-9.75万円=9.45万円  
ひと月当たり9.45万円/12=約8千円  
問題は地方税です前年度所得で税額がきまるので前年と同じ  
ひと月当たり27,500円納めるとすると  
 $214,178円 - 8千円 - 27,500円 = 178,678円$   
高年齢雇用継続給付を加えて178,678円+32,500円=211,178円
- 手取りおおよそ21万円です。ボーナスがいくらかあれば、楽ではないけどなんとかやっていけそうではないですか。

## 在職老齢年金の計算

60歳以上65歳未満で在職中に年金の受給権者となった場合 在職老齢年金がもらえるかも知れません。

○基本月額＝老齢厚生年金(基金代行部分を含み、加給年金を除く)/12

○総報酬月額相当額＝その月の標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額の総額/12

総報酬月額相当額と基本月額		支給停止額
総報酬月額相当額と基本月額の合計が28万円以下		全額支給(支給停止額無)
総報酬月額相当額が46万円以下	①基本月額が28万円以下	(総報酬月額相当額+基本月額-28万円)/2
	②基本月額が28万円超	総報酬月額相当額/2
総報酬月額相当額が46万円超	③基本月額が28万円以下	(46万円+基本月額-28万円)/2+(総報酬月額相当額-46万円)
	④基本月額が28万円超	46万円/2+(総報酬月額相当額-46万円)



## 選択-3 働きたい(生活目的以外)ので 働く選択

1. アルバイト
2. パートタイマー
3. 派遣社員
4. フルコミ(フルコミッション)
5. 契約社員
6. 期間従業員
7. 正社員

## どうやって再就職先を探すか

- ハローワーク
- 求人広告
- インターネット求人サイト
- 知人の紹介
- 人材スカウト
- ヘッドハンティング

## 働き方により異なる適用される労働・社会保険

### ①労災保険

労働者全員が加入

### ②雇用保険

a. 所定労働時間20時間/週以上

b. 31日以上の雇用見込み

### ③健康保険・厚生年金保険

a. 1日又は1週所定労働時間が正社員の3/4以上

b. 1か月所定労働日数7が正社員の3/4以上

※雇用保険、健康保険・厚生年金保険は、a b の両方を満たす必要あり

## 1週間の就業時間別の労働・社会保険の適用

1週間の就業時間	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
ア)30時間以上/1週間の就業	○	○	○	○
イ)20時間～30時間未満/1週間の就業	○	○	-	-
ウ)20時間/1週間未満の就業	○	-	-	-

## 選択-3 起業

「時間と場所にとらわれない働き方」

- ・ 自由に働こう！
- ・ 会社に縛られない働き方
- ・ 好きなことを仕事に
  1. フランチャイズ
  2. 宅建事務所開業
  3. 士業開業
  4. 友人と起業
  5. コンサルタント業
  6. 講師業
  7. FP事務所開業
  8. FP+ $\alpha$     FP+宅建業    FP+士業

## 60歳選択前のここだけの話

- CFP資格取得時からいつかはFP業務を主業としたいと考えていた。
- ただ、知識不足とFPのビジネスモデルが無いことが分かり、会社をやめてまでFP業務を主業とする選択はできなかった。
- 知識不足については、休日と通勤時間を利用して週5時間以上の勉強時間を確保⇒資格試験⇒いくらかの資格取得
- FPのビジネスモデルは今だ、確定したものを思い描けない。
- 結果、定年を迎えてもFPへの途は見えず仕舞いである。
- 結局、起業ではなく。60歳の就職戦線に参戦することになるのであるが、たださえ厳しい60歳の就職に自分好みの就職口にとどり着けるかは定かでは無い。
- ただ、就職するのに一番確実な手段は知人の紹介先に就職することとされているので、好みの就職口の紹介を皆様お願いします。

# 最後に 平均余命

(単位:年)

年齢	男			女		
	平成22年	平成21年	前年との差	平成22年	平成21年	前年との差
0歳	79.64	79.59	0.05	86.39	86.44	△ 0.05
5	74.90	74.87	0.03	81.64	81.69	△ 0.05
10	69.94	69.90	0.04	76.67	76.73	△ 0.06
15	64.98	64.93	0.05	71.70	71.75	△ 0.05
20	60.07	60.04	0.03	66.75	66.81	△ 0.06
25	55.24	55.20	0.04	61.83	61.90	△ 0.07
30	50.41	50.37	0.04	56.92	57.00	△ 0.08
35	45.59	45.55	0.04	52.03	52.11	△ 0.08
40	40.81	40.78	0.03	47.17	47.25	△ 0.08
45	36.10	36.09	0.01	42.36	42.44	△ 0.08
50	31.51	31.51	0.00	37.61	37.70	△ 0.09
55	27.07	27.09	△ 0.02	32.95	33.04	△ 0.09
60	22.84	22.87	△ 0.03	28.37	28.46	△ 0.09
65	18.86	18.88	△ 0.02	23.89	23.97	△ 0.08
70	15.08	15.10	△ 0.02	19.53	19.61	△ 0.08
75	11.58	11.63	△ 0.05	15.38	15.46	△ 0.08
80	8.57	8.66	△ 0.09	11.59	11.68	△ 0.09
85	6.18	6.27	△ 0.09	8.30	8.41	△ 0.11
90	4.41	4.48	△ 0.07	5.76	5.86	△ 0.10



## 定年後～年期前 60歳の選択

ご清聴、  
ありがとうございました。